

# 平成29年度第3回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 平成29年12月15日（金曜日）午後7時00分～午後7時49分

2 場所 千葉市総合保健医療センター5階 大会議室

3 出席者

（委員）伊藤委員、入江委員、大石委員、金子委員、菊池委員、木村（章）委員、  
木村（辰）委員、坂井委員、佐久間委員、島田委員、鈴木委員、高木委員、  
高山委員、土屋委員、角田委員、村田委員、森委員、山下委員

（事務局）鳩川高齢障害部長、柏原障害者自立支援課長、松田障害福祉サービス課長、  
松本精神保健福祉課長 他8名

計30名

4 議題

（1）障害者差別解消支援部会の委員選任について

（2）第4次千葉市障害者計画、第5期千葉市障害福祉計画及び第1期千葉市障害児福祉  
計画の原案について

（3）その他

5 議事の概要

（1）障害者差別解消支援部会の委員選任について

事務局より委員名簿（案）を提示し説明の後、委員長からの指名により委員が決定  
した。

（2）第4次千葉市障害者計画、第5期千葉市障害福祉計画及び第1期千葉市障害児福祉  
計画の原案について

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（3）その他

事務局より、今後の障害者計画等策定に係る予定について説明があった。

6 会議経過 別紙のとおり

## 午後 7 時 0 0 分 開会

(山内障害者自立支援課課長補佐) それでは定刻となりましたので、ただいまより、平成 29 年度第 3 回千葉県障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課の山内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉県障害者施策推進協議会条例」、資料 1 といたしまして、第 4 次千葉県障害者計画・第 5 期千葉県障害福祉計画・第 1 期千葉県障害児福祉計画の原案の概要、資料 2 といたしまして、第 4 次千葉県障害者計画等の原案に関する A 3 版横の資料、資料 3 といたしまして、原案を冊子形式にまとめた、A 4 版縦の資料を、配付しております。お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、高齢障害部長 鳩川より、ご挨拶申し上げます。

(鳩川高齢障害部長) 皆様、こんばんは。高齢障害部長の鳩川でございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、また大変お寒い中、ご出席を賜わり、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より本市の障害福祉施策のみならず、市政各般にわたりまして、多方面でご支援、ご協力をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げます。

さて、前回の協議会では、現行計画の進捗状況や実態調査の結果についてご報告させていただき、第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の骨子について、ご審議いただきました。

その後、骨子を基に、国の動向や障害者関係団体の皆様からのご意見を踏まえまして、計画の原案を作成しました。

今回は、この原案について、皆様にご審議いただきたいと思います。本日は、よろしくお願いいたします。

(山内障害者自立支援課課長補佐) 次に、本日の協議会でございますが、千葉商工会議所常務理事、河野功委員と、千葉県知的障害者福祉施設連絡協議会代表、高野正敏委員が欠席となっております。また、千葉障害者職業センター所長、森誠一委員より、到着が遅くなる旨のご連絡をいただいておりますが、20 名中 17 名のご出席をいただいておりますので、千葉県障害者施策推進協議会条例第 5 条第 2 項に基づき、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の会議は、千葉県情報公開条例第 25 条に基づき、公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、議題に入らせていただきたいと思います。これからの進行は、会長にお願いしたいと思います。入江会長、よろしくお願いいたします。

(入江会長) 皆様こんばんは。会長挨拶は省略いたしまして、早速議事に入らせていただきたいと思います。

まず、議題の(1)、障害者差別解消支援部会の委員選任について、事務局より説明をお願いいたします。

はい、障害者自立支援課、柏原課長。

(柏原障害者自立支援課課長) 障害者自立支援課長の柏原でございます。

議題の(1)、障害者差別解消支援部会の委員選任については、障害者施策推進協議会設置条例第8条第2項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、部会の委員構成を、入江会長と事務局で作成いたしました。これから、配付させていただきます。

《委員名簿(案)の配付》

お配りした「障害者差別解消支援部会委員名簿(案)」をご覧ください。

この部会では、障害者差別に係る個別事例の検討を予定しており、本協議会の委員を絞り込み、より具体的な協議をしていく必要があることを踏まえまして、障害者団体、家族会のほか、医療、事業者、法曹、教育、地域活動の各分野の委員をもって構成しております。説明は以上でございます。

(入江会長) ただいま配付されました委員名簿につきまして、何かご異議、ご意見ございますか。

ご異議がないようなので、この案をもって委員長による委員指名とさせていただきます。

なお、部会委員の方々は、誠に申し訳ありませんが、この協議会終了後に本年度第1回の部会を開催しますので、よろしく願いいたします。

次に、議題の(2)「第4次千葉県障害者計画、第5期千葉県障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の原案について」、事務局より説明をお願いします。

(柏原障害者自立支援課課長) 障害者自立支援課長の柏原でございます。

議題の(2)、第4次千葉県障害者計画、第5期千葉県障害福祉計画及び第1期千葉県障害児福祉計画の原案について、説明させていただきます。

資料1をご覧ください。第4次千葉県障害者計画・第5期千葉県障害福祉計画・第1期千葉県障害児福祉計画の原案の概要ですが、前回の協議会でご説明いたしましたように、次期計画の原案作成にあたっては、現行計画をベースに、国の基本計画・基本指針、現行計画の達成状況、実態調査結果、千葉県地域自立支援協議会運営事務局からの提言、障害者団体等とのヒアリング結果を踏まえ、重点課題や障害児福祉計画を新設するなど計画の構成を変更するとともに、事業や説明内容について加筆、修正を行いました。

なお、障害者団体の皆様には、昨年度の千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針作成時に引き続きまして、ヒアリングを実施させていただき快く対応いただきましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

次期計画の主な構成の変更ですが、障害児福祉計画の策定に伴い、現行計画の4部構成から、1部を増やし、5部構成とするとともに、第2部の各論に重点課題を新設しております。

ここからは、次期計画の構成に沿って、主なポイントを説明して参ります。

第1部、総論の第1章、計画の策定にあたって、1、計画策定の趣旨では、中長期指針の策定、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、国の動向等を盛り込みました。

2、計画の位置付け・他計画との関係では、障害者計画、障害福祉計画に、新たに障害児福祉計画を加え、一体的に策定することといたしました。

3、計画の期間ですが、本市の実施計画にあわせ、平成30年度から平成32年度の3

か年といたしました。

4、「障害者」とは、ですが、日常生活や社会生活で支援を必要とする、すべての人とする旨を、引き続き、盛り込んでいきます。

次に、第2章 本市の障害者の現状ですが、障害者数の増加状況を示すとともに、前回の本協議会でご報告いたしました実態調査結果から、新たに、医療的ケアを行っている人、障害者がスポーツ活動をより多く行うために必要なことなどを加えるなど、主な結果を盛り込みました。

次に、第3章、計画の基本的な考え方ですが、1、基本理念では、中長期指針を踏まえ、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築する、といたしました。

なお、趣旨の説明文に、障害者団体等の意見や国の動向などを加え、全面的に修正いたしました。

2、計画の視点では、現行計画の4つの視点から3つに集約し、①中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援、②誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進、③障害者団体との協働及び市民参加、といたしました。

なお、2つ目の視点の説明文には、平成29年12月の市政だよりに掲載された市長コメントを基に、メッセージ性を高めた内容とするとともに、3つ目の視点の説明文には、障害者団体の活動にスポットを当てた内容にいたしました。

3、計画の構成では、総論と、各論以降の各部の構成と関連性を、図で簡潔に示しました。

第2部、各論、第1章、重点課題です。重点課題は、新設ですので、資料2を使って説明いたします。資料2、4ページをお開きください。

この重点課題は、真ん中の列、説明に記載しておりますように、千葉県地域自立支援協議会運営事務局会議からの提言を踏まえ、作成いたしました。

なお、右側の列、障害者団体等からの主な意見に記載しておりますように、骨子案で示した「親亡き後の支援」から、ご意見を踏まえまして「親亡き後を見据えた支援」に変更しております。このように、障害者団体等の皆様からいただいたご意見は、右側の列に記載しております。

また、重点課題は、1として現状と課題、2として対応方針、そして、次期計画における関連事業を掲載する構成としています。

では、親亡き後を見据えた支援についてですが、1、現状と課題としまして、平成28年度に本市が実施した障害者実態調査において、在宅で生活する18歳以上の障害者の主な介助者が60歳以上の割合は、知的障害で51.0%、精神障害で55.0%となっていること、そのため、障害者本人の日常生活を支援している親に代わって、障害者本人の支援における連携体制、障害者本人の意思を尊重した様々なサービスや生活支援のコーディネート役、日常生活を維持するためのきめ細やかなサービスの提供、障害者本人の住まいの確保が、介助者の高齢化及び親亡き後の支援に関する喫緊の課題となっていることを記載いたしました。

2、対応方針として、成年後見制度の利用促進、親亡き後の住居への対応、相談支援体制の充実の3つの項目を重点的に取り組んで行くこととし、12の事業を関連事業として推進して参ります。

なお、掲載ページは、第2章の基本目標で掲載している場所を示しております。

この資料の6ページをご覧ください。重点課題Ⅱ、発達障害者への支援についてです。

1、現状と課題といたしまして、平成24年度に文部科学省が実施した調査において、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童の割合は6.5%であり、本市において発達障害の可能性があり、特別な教育的支援を必要とする児童数をこの数値から推計すると1万人を超えることになること、また、強度行動障害などの非常に重度の行動障害のある方たちの受け入れ先が無い状況であることを記載いたしました。

そのため、これまでの発達障害に関する専門的な相談機関が相談対応に追いつかない状況であるとともに、地域の関係機関の連携の不足や様々な発達障害の種類に対応した事業所の不足、強度行動障害者の家族への支援が喫緊の課題となっていることを記載いたしました。

2、対応方針として、相談支援体制の充実、地域の関係機関の連携の仕組みづくり、強度行動障害者への対応の3つの項目を重点的に取り組んで行くこととし、22の事業を関連事業として推進して参ります。

この資料の8ページをご覧ください。重点課題Ⅲ、重度の障害のある方たちへの支援についてです。

1、現状と課題といたしまして、平成25年度に本市が実施した調査では、医療的ケアを必要とする障害者の介護者の約80%が将来に不安を抱えており、そのうち約10%はこのままでは介護を続けることが難しいと回答していること、また、丸1日介護を休めた日について、1年以上前、若しくは介護を始めてから1日も休めていないと回答した方が約半数にのぼっていること、その後、医療的ケアに対応できる事業所が増え、国においても法改正における課題のひとつとして取り上げられるなど、状況は着実に変化していますが、現状では、重度の障害者及び家族が非常に困難な状況にあることを記載いたしました。

そのため、医療的ケアなどの重度の障害に対応できる障害福祉サービス事業所などの不足、専門的な相談機関や計画相談事業所の不足、医療と福祉の連携、教育機関での対応、重度の障害者の意思決定のプロセス確保が喫緊の課題となっていることを記載いたしました。

2、対応方針として、重度の障害者に対応できる障害福祉サービス等の推進、教育機関での対応の2つの項目を重点的に取り組んで行くこととしました。

なお、本年12月8日に、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームから、平成30年度の報酬改定の基本的な方向性についての報告があり、生活介護や短期入所において医療的ケアが必要な障害児者の受け入れを支援するため、新たな加算や報酬区分を創設するとの方針が示されました。

そのため、このページの一番下に記載してございます、市単事業として検討していた「医療的ケアが必要な障害者支援加算事業」については、国の報酬改定で対応される予定であるため、削除とさせていただきます、9つの事業を関連事業として推進して参ります。

また、2、対応方針の(1)の説明文については、「医療的ケア等を必要とするなど重

度の障害のある方に対応できる事業所や人員の確保に努めます。」という文章に変更させていただきたいと考えております。

これから、この3つの重点課題は、本市が取り組むべき喫緊の課題として、第2章の基本目標を、横断的に捉えた対応として取り組んで参ります。

資料1にお戻りください。左下の、第2章、基本目標です。

次期計画の計画期間内において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、特に、全庁を挙げて取り組んでいく「障害者理解への取組み」に関連する基本目標を、トップに据えたところです。

その後は、相談支援、地域生活支援、保健・医療、障害児支援、生活環境の整備の順といたしました。

なお、現行計画の基本目標6、生命、身体、財産の安全確保についてですが、小項目の権利擁護の推進を、基本目標2の相談支援の充実に、また、防犯・防災体制の整備を、基本目標6の生活環境の整備に、それぞれ統合しております。

また、現行計画で初期の目的を達成した事業や廃止した事業については、次期計画の策定を機に削除するとともに、現行計画の期間中に新たに取組み始めた事業や未掲載であった事業を追加いたしました。

各基本目標に関する新規事業の掲載状況や、障害者団体等とのヒアリングの反映状況などの詳細は、資料2に記載してございますので、ここでは、事業数の変更に関する説明とさせていただきます。

まず、基本目標1、理解促進・社会参加の推進ですが、事業数は56事業となっており、特に、スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進の事業の充実が特徴となっています。

次の基本目標2、相談支援の充実では、事業数が36事業、基本目標3、地域生活支援の充実では、事業数が42事業、基本目標4、保健・医療の充実では、事業数が21事業、基本目標5、障害児に対する支援の充実では、事業数が38事業、基本目標6、生活環境の整備では、事業数が28事業となり、全体で、現行計画の189事業から、次期計画では221事業、32事業の増加となっております。

次に、第3部、障害福祉計画ですが、資料2を使って説明いたします。37ページをご覧ください。

第3部 障害福祉サービス提供の見込量等ですが、これが障害福祉計画の部分になります。

第1章、平成32年度までに達成すべき目標、1、施設入所者の地域生活への移行についてですが、本市の福祉施設から地域生活への移行者については、平成27年度から平成28年度までの累計は58人となり、現時点では第4期障害福祉計画の目標値である68人に達していませんが、平成26年度から平成28年度までの3か年の移行者数の平均は30人であり、平成29年度も同程度の移行があると考えると目標値の達成が見込まれることから、第5期障害福祉計画の目標値については、厚生労働省の基本的な指針に沿って目標値を設定します。

なお、平成29年度に目標値が達成できなかった場合は、未達成割合を平成32年度までの目標値に加えた割合以上を目標値とします。

また、国の基本指針では、施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%

以上削減することを目標値に設定することとしていますが、平成28年度末時点の施設入所者数は560人で、実態調査の結果によると、障害福祉サービスの利用意向として、在宅の障害者のうち25%以上の方が施設入所支援の利用を希望していること、今後、障害者及び介護者の高齢化は更に進むと考えられることから、総入所者数を減少させることは難しい状況であるため、施設入所定員については、削減目標を設定しないこととします。

次に、2、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築です。

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置ですが、国の基本指針では、平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが示されていますが、本市においては、平成28年度に、病院・事業所・家族会・法曹関係及び行政職員で構成される「千葉市地域移行推進連携会議」を設置しているため、目標は設定しないこととします。

次に、(2) 精神病床における早期退院ですが、本市における入院中の精神障害者の退院に関して、国の基本指針に沿って、平成32年度における目標値を入院後3か月時点は69%以上、入院後6か月時点は84%以上、入院後1年時点は90%以上と設定します。

38ページをご覧ください。次に、3、地域生活支援拠点等の整備ですが、国の基本指針では、平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することが示されています。本市においては、平成29年度に1か所地域生活支援拠点を整備していますが、対象となる障害種別及び対象地区を限定で実施していることから、全市展開に向けて2か所増設し、計3か所を整備目標として設定します。

次に、4、福祉施設から一般就労への移行等ですが、本市の福祉施設から一般就労への移行者については、平成28年度は118人となり、第4期障害福祉計画の目標値である112人を上回る結果となっていることから、第5期障害福祉計画の目標値については、国の基本指針に沿って目標値を設定します。

また、就労定着支援事業の開始から1年後の職場定着率についても、同指針に沿って、8割以上とします。

なお、同指針では、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率を設定することとしていますが、本市においては、一般就労への支援として、就労移行支援事業所による支援のみならず、障害者職業能力開発プロモート事業や千葉障害者就業支援キャリアセンターなどの独自の取組みによるアプローチも複合的に行っており、一般就労に向けて就労移行支援を利用することが唯一の方法ではないことから、本市においてはこれらの目標については設定しないこととします。

39ページをご覧ください。第2章、指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策についてです。

1、指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方ですが、過年度実績の伸びや現状維持など、これまでの状況を踏まえて見込みます。

2、指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策についてですが、障害福祉サービス事業者などに参入促進を働きかけることなどにより、確保して参ります。

これらの考え方を踏まえ、指定障害福祉サービスや地域生活支援事業の各事業における平成30年度から平成32年度の見込量を積算し、資料の40ページから45ページにかけて記載しております。

46ページをご覧ください。次に、第4部、障害児通所支援等の見込量等となっておりますが、これが障害児福祉計画の部分になります。

第1章、平成32年度までに達成すべき目標、1、児童発達支援センターの設置についてですが、児童発達支援センターでは、障害のある児童が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または、集団生活への適応のための訓練を行っています。

第1期計画の策定に係る国の基本指針では、児童発達支援センターについて、平成32年度までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することとしています。

本市においては、平成28年度末において、児童発達支援センターを6か所設置しており、国の基本指針の目標を上回っていることから、目標値は設定しないこととします。

2、保育所等訪問支援の充実についてですが、保育所等訪問支援では、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害児を対象に、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、訪問支援員が障害児の状況や環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。

第1期計画の策定に係る国の基本指針では、平成32年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。

本市においては、平成28年度末において、保育所等訪問支援を実施する事業所等を4か所確保しており、国の基本指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

3、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保についてですが、第1期計画の策定に係る国の基本指針では、未就学の障害児が発達支援を受けられる児童発達支援事業所のうち、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所について、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上を確保することとしています。

本市においては、平成28年度末において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を3か所確保しており、国の基本指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

4、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保についてですが、第1期計画の策定に係る国の基本指針では、学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供する放課後等デイサービス事業所のうち、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所について、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上を確保することとしています。

本市においては、平成28年度末において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を4か所確保しており、国の基本指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

5、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置についてですが、第1期計画の策定に係る国の基本指針では、医療的ケア児が適切に支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、同指針に沿って、平成30年度末までに設置することを目指します。

6、保育所等における障害児の受入れの体制整備についてですが、第1期計画の策定に係る国の基本指針では、保育所、子どもルーム等における障害児の利用ニーズを満たせる



よう定量的な目標を示すこととしています。

本市においては、すべての保育所、認定こども園、地域型保育事業所、子どもルームにおいて、原則として障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えることとしており、これらの施設の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができる状況にあることから、目標値は設定しないこととします。

47ページをご覧ください。第2章、指定通所支援の見込量と確保の方策についてです。

1、指定通所支援の見込量の算定の考え方ですが、利用実績の伸びなどを踏まえ、見込みます。

2、指定通所支援の見込量確保の方策ですが、事業者などに参入促進を働きかけることなどにより、確保して参ります。

これらの考え方を踏まえ、指定通所支援等の各事業における平成30年度から平成32年度の見込量を積算し、下の表に記載しております。

資料1に戻っていただきまして、右下の、第5部、計画の推進に向けてです。

1、関係機関・地域等との連携、2、進行管理と評価、3、計画の弾力的運用の3つの項目といたしました。

なお、資料3は、パブリックコメント用に冊子型に構成したもので、第1部の第2章、本市の障害者の現状におけるグラフ等を掲載するとともに、巻末に用語解説を追加しております。

第4次千葉市障害者計画、第5期千葉市障害福祉計画及び第1期千葉市障害児福祉計画の策定についての説明は、以上でございます。

(入江会長) ただいまの説明に対して、ご意見等はございますか。

なお、発言される方は、最初にお名前を仰ってから発言をお願いいたします。

はい、大石委員。

(大石委員) 千葉市視覚障害者協会の大石です。

施設の充実ということについて、視覚障害の特性を理解した特別養護老人ホームが少なく、老後が心配という声をよく聞きます。そのことを踏まえると、視覚障害者を対象にしたグループホームの設置等が望まれると思いますが、今回計画にはそのような点も加味されているかという点をお聞きします。

もう一点、細かい点ですが、障害者の理解促進ということで、障害者自立支援課より千葉市身体障害者連合会が受託して実施している「福祉講話」という事業があります。一方で、同じような内容で、千葉市社会福祉協議会が実施している「ふれあいトーク」という事業があります。双方の違いはどのような点か教えていただきたいです。同じような内容であることから、お互いに情報共有をする機会があればと思うところです。

もう一点です。よく個別の障害の特性に合った支援を、ということが言われます。例えば、弱視の方は拡大読書器などで拡大した文字を読みますが、高齢になるとそれも辛くなってくるので音声に頼ります。今までは、音声訳はカセットテープで行っていたのが、今は全て電子化されて提供されます。声の市政だよりや朗読グループの方から提供される新聞のコラムもそうです。

しかし、日常生活用具は重度の方しか支給対象になっていません。弱視の方は支給対象外です。小説を読むなどの文化的な活動など、情報を収集するということには必要となる

ものです。日常生活用具という枠組みではなく、情報収集するための支給ということで考えていただけないでしょうか。

最後にもう一点。肺炎球菌の予防接種がありますが、これは今でも保険対象外のものなのででしょうか。お尋ねいたします。

(入江会長) 今のご質問について、事務局から説明をお願いします。

(柏原障害者自立支援課課長) 障害者自立支援課長の柏原でございます。

まず、視覚障害の特性に合わせた特別養護老人ホームやグループホームについてです。事業所の中には、例えば視覚障害の特性に合わせた支援を得意とする事業所もあります。そういった事業所を運営する社会福祉法人等に、障害者団体からこのようなご意見があったという情報等を伝えることに努めて参りたいと思います。

障害者の入所施設の拡充を、というところまで言いたいところではあるのですが、一方で、先程申し上げたとおり、国を挙げて入所施設の定員枠の削減を進めているところであり、定員枠の維持だけで精一杯という状況でございます。

施設の充実ということについては、どちらかというところ、通所する施設や短期入所施設等の地域生活を応援するようなサービスを提供する施設の充実というところが、今後の3年間の方針でございます。

次に、理解促進についてです。「福祉講話」と「ふれあいトーク」とは、それぞれアプローチの仕方が異なっております。

講師としては、どちらも障害者団体の皆さんにお願いしているところですが、「福祉講話」は、出来るだけ小学校低学年の児童に実際の体験を伝えていただき、交流することによって理解を深めるという、どちらかと言えば、経験を重視しています。

一方、「ふれあいトーク」は学校を指定したうえで訪問し、児童の意識を変えるような教育的なところを重視して取り組んでいらっしゃいます。

実際に講師をされる方にはあまり違いは感じられないと思いますが、この他にも今回の計画に掲載させていただいているものには、体育教育の一環としてゴールボール体験を行う事業などがあります。このように、様々なアプローチ方法で障害への理解を広めていこうというのが本市の全庁的な取り組みでございます。

その中で「福祉講話」と「ふれあいトーク」の活動内容を共有できればというご意見、確かにそのとおりでございますので、今回障害者自立支援課で行っております「福祉講話」の情報がある程度まとまりましたら、千葉市社会福祉協議会に提供して、より重層的かつ広がりを持って、理解促進に繋がるよう検討して参りたいと思います。

次に、日常生活用具についてです。委員からのご指摘のとおり、日常生活用具というのは障害の程度に応じて補助するための道具でございますが、弱視の方は対象外となっております。様々な団体の方からこのような日常生活用具の支給対象拡大のご要望は増えておりますので、ご要望の一つとして、今後また検討させていただきたいと思っております。

最後に、70歳以上の方の肺炎球菌予防接種に関する補助ですが、現在も保険対象外となっております。要綱の改善などの見直しがある中で、今回も、今のところは市の事業として引き続き行われていくということで、計画事業に載せさせていただいた次第です。説明は以上です。

(入江会長) 今の説明の中にありました「ふれあいトーク」について、土屋副会長から少

し追加でご説明いただきます。

(土屋副会長) せっかくですから、千葉市社会福祉協議会で実施している「ふれあいトーク」のご案内をいたします。「ふれあいトーク」には二つの目的があって、障害のある方のボランティアという側面と、小、中、高校生に対する福祉教育という側面があります。

今の実態ですと、「ふれあいトーク」の講師として参加していただいている方は、5名ぐらいいらっしゃるしまして、視覚障害のある方が主になっております。

大体年間10校ぐらいを対象として、希望があった学校に行きます。全校生徒に向けてやる場合もありますが、大体、今は4年生や5年生を対象として行っています。

障害のある方の立場から、子どもたちに様々な話をされるということで、非常に役に立つと思っております、千葉市で行っている「福祉講話」と合わせて、より多くの学校で出来るように、情報を共有しながら広げていきたいと思っております。

(入江会長) ありがとうございます。その他、ご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、以上を持ちまして、議題(2)を終了させていただきます。

次に、議題の(3)「その他」ですが、今までの会議全体を通して、何かご意見、ご質問等はございますか。

ないようでございます。それでは、次に、事務局から何かありますか。

(柏原障害者自立支援課課長) それでは、事務局の方から今後の予定について、説明させていただきますと思います。

第4次千葉市障害者計画等の計画についてですが、今回の事務局案を基に、2月1日から2月末までの期間でパブリックコメントを実施させていただきたいと思っております。

そして、そのパブリックコメントの結果をまとめまして、第4次千葉市障害者計画等の計画の最終案を、来年の3月に開催を予定しております本協議会において、ご審議いただきたいと思っております。

詳細が決まり次第、事務局より改めて開催についてのご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(入江会長) ありがとうございます。以上をもちまして、予定されていた議題は全て終了いたしました。

本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長にご一任願います。

今ご説明がありましてように、本協議会は来年の3月開催予定ということですので、委員の皆様には来年の3月にまたお会いいたします。よいお年をお迎えください。

(山内障害者自立支援課課長補佐) 委員の皆様には、ご審議いただき、ありがとうございました。お忘れ物のないよう、今一度、ご確認ください。

なお、障害者差別解消部会は、午後8時より、この会場で開催いたしますので、部会の委員の皆様は、引き続き、よろしくお願いいたします。

午後7時49分 閉会